

9月 情報ひろば

福祉

長寿社会課からのお知らせ

問 本庁舎長寿社会課
 ☎ 0857-30-8211 ①
 ☎ 0857-30-8213 ②・③
 ☎ 0857-20-3906
問 各総合支所市民福祉課
 ☎ 14ページ
問 各地域包括支援センター
 ☎ 14ページ

【①高齢者への日常生活用具購入費助成】
 容 次の全ての条件に該当する人に対し、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成 **対**▽対象者：①おおむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者など ②認知症または身体機能の低下により防火などへの配慮が必要な人 ③市民税が非課税の世帯 ▽対象品目：電磁調理器（1台）、自動消火器（2台まで）のどちらか1品目 **額** 電磁調理器（助成対

凡例 時 日 時 所 場所 容 内容 対 対象 案 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など 料 料金
 募 募集期間・方法 受 受付 持 持参するもの 問 問い合わせ先

象額3万円まで）、自動消火器（助成対象額2万円まで）の助成対象額のうち、10分の9に相当する額 ※申請には印鑑と領収書（購入日、対象者および販売店舗名の記入されたもの）が必要。

【②認知症介護家族の集い】
 時 9月11日（金）10:00～12:00
所 麒麟Square 2階多目的室3
容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場 **料** 無料

認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。
 認知症コールセンター（認知症の人と家族の会鳥取県支部）
 毎週月～金 10:00～18:00
 ☎ 0859-37-6611

問 認知症疾患医療センター（渡辺病院）
 ☎ 0857-39-1151

【③おれんじドアとつとり】
 時 9月24日（木）10:00～12:00
所 渡辺病院南館1階 **容** 認知症の当事者同士が出会い、本人にとって良い情報を伝えあう場。 **料** 無料

障がい福祉課からのお知らせ
問 本庁舎障がい福祉課
 ☎ 0857-30-8217
 ☎ 0857-20-3907

お知らせ

マイナンバーカードの受け取りがまだお済みでない人へ

問 本庁舎市民課
 ☎ 0857-30-8195
 ☎ 0857-20-3909

マイナンバーカードをお渡しする準備ができていない人については、「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書」というはがきをお送りしています。

交付通知書が届いているが、まだマ

鳥取市文化ホールの天井改修工事に伴う利用停止

問 鳥取市文化センター
 ☎ 0857-27-5181
<http://www.tottori-sinkokai.or.jp/bunka.html>

令和3年8月から令和4年9月末（予定）にかけて、鳥取市文化ホール

人権と福祉のまちづくり講座

問 中央人権福祉センター
 ☎ 0857-24-8241
 ☎ 0857-24-8067

所 さざんか会館大会議室
 定 各30人 ※要申込み

ピアサポートグループフレンズ講演会

問 ピアサポートグループフレンズ（山根）
 ☎ 090-4448-2391

時 9月20日（日）13:30～15:30
 所 さわやか会館3階多目的室
容 △テーマ：「誰でもできる、わかるてんかん当事者、発作時の見守り」
 △講演、体験談、ロールプレイ、質問コーナー **料** 無料

小型除雪機運転講習会DVD貸出し

問 本庁舎道路課
 ☎ 0857-30-8351
 ☎ 0857-20-3956

今年度の小型除雪機についての講習会は、「コロナ感染予防のため、DVD視聴による受講とします。DVD貸出希望は、お問い合わせください。
 9月30日（水）まで

キャッシュレス決済で使える“マイナポイント”事業が始まります

問 総務省（マイナンバー総合フリーダイヤル）
 ☎ 0120-95-0178（音声ガイダンスに従って「5番」を選択）
 ※「総務省 マイナポイント」で検索

マイナンバーカードを使って事前にマイナポイントの予約とキャッシュレス決済サービスへの申込を行い、チャージやお買い物すると、国からポイントが付与されるサービスです。付与されたポイントは、1ポイント=1円で、申し込んだキャッシュレス決済での買い物に利用できます。買い物の際にマイナンバーカードは使用しません。

■期間 9月～令和3年3月末まで
■ポイント付与率
 チャージまたは買い物額の25%（上限20000円のチャージなどに対し、上限5000円分のポイントが付与）
■手続き方法
 手続きにはマイナンバーカードが必要です。
 ※申請から交付までに1か月程度の期間が必要
①パソコンまたはマイナンバーカード読取可能なスマートフォンでマイナポイントの予約・キャッシュレス決済サービスへの申込を行う
 ※パソコンの場合は、マイナンバーカードに対応したICカードリーダーが必要。なるべく、ご自宅での予約・申込をお願いします。パソコンや対応スマートフォンをお持ちでない場合は、市内のマイナポイント受付スポットで手続きを行うこともできます。
 ※キャッシュレス決済サービスを一度選択すると、その後の変更はできません。
 ※選択するキャッシュレス決済事業者によって、申込方法が異なる場合があります。また、キャッシュレス決済事業者によっては、事前に別の利用申請手続きが必要な場合があります。
②チャージ、買い物をする（9月～）
 ※ポイント付与のタイミングや付与方法は、キャッシュレス決済事業者によって異なります。
 ※マイナポイント事業を騙った不審な電話、メール、手紙、訪問などには十分に注意してください。

市・県民税の特別徴収を推進します



問 本庁舎市民税課
 ☎ 0857-30-8148 ☎ 0857-20-3921

特別徴収は、事業主がパート・アルバイトなどを含む従業員に毎月支払う給与から、従業員の市・県民税を引き去りし、事業主が市町村へ納める制度で、所得税を源泉徴収している給与支払者は、特別徴収することが法律（地方税法）で義務付けられていることから、本市では、原則すべての事業主を特別徴収義務者に指定し、特別徴収の推進に取り組んでいます。ただし、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にする特例を受けることもできます。詳しくは、本市公式ホームページをご覧ください。